

ケアセンター・マンボウ運営規程（訪問介護事業所）

（事業の目的）

第1条 有限会社マンボウが開設するケアセンター・マンボウ（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 上記の他、事業の運営にあたっては、「指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- | | |
|--------|-----------------|
| （1）名称 | ケアセンター・マンボウ |
| （2）所在地 | 和歌山県海南市黒江1260番地 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員・2級課程修了者）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い所属職を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括するとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。

- （2）サービス提供責任者 2名（常勤職員・1級課程修了者1名）
（常勤職員・2級課程修了者1名）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画

の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 19名
- 1 級課程修了者 1 名 (常勤職員 1 名)
 - 2 級課程修了者 17 名 (常勤職員 2 名・非常勤職員 15 名)
 - 介護福祉士 1 名 (非常勤職員 1 名)
- 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日は、月曜日～土曜日までとする。

休業日は、

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日
- 3 12月29日～1月3日まで
- 4 8月13日～8月15日まで

とする。

(2) 営業時間は、月曜日～金曜日までは午前 8 時から午後 6 時まで、土曜日は午前 8 時～午後 5 時までとする。

(3) 上記の営業日外、営業時間外は、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第 6 条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助

2 厚生労働大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に掲示をする。

3 交通費について第 8 条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。

(1) 片道おおむね 1.5 km 未満 800 円

(2) 片道おおむね 1.5 km 以上、5 km まで毎に 400 円加算

4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、当該サービス等の提供前

にその都度協議して利用者等に説明をし同意を得たものに限り徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して

事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、そ

の他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施範囲）

第8条 通常の事業の実施地域は、海南市・紀美野町・有田市・和歌山市の区域とする。

（その他運営に関する留意事項）

第9条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後2か月以内

（2）継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は有限会社マンボウと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（付則）

この規程は平成15年8月1日から施行する。

（付則）

平成16年1月1日 一部改正 （第4条）

平成16年4月1日 一部改正 （第4条）

平成17年4月1日 一部改正 （第4条）

平成18年8月1日 一部改正 （第6条）

平成18年8月20日 一部改正 (第5・6・8条)